

令和元年度山梨県森林審議会（第1回）会議録

- 1 日時：令和元年9月5日（木）午前10時00分～11時30分
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
 - （委員）木村 靖郎、草野 香寿恵、佐藤 繁則、神宮寺 守、辻 一幸、日向 治子、別宮 有紀子、若林 一明、渡邊 雄司
 - （事務局）林務長、森林環境部次長、森林環境部技監、森林環境部技監（森林整備課長事務取扱）、森林環境総務課長、みどり自然課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、中北林務環境事務所長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長、富士・東部林務環境事務所長、森林総合研究所長、森林環境部主幹（林政）、森林環境総務課森林企画監、みどり自然課課長補佐、森林整備課課長補佐、林業振興課課長補佐、県有林課課長補佐、治山林道課課長補佐、森林整備課員（4名）
- 4 傍聴者等の数 2人
- 5 会議次第
 - （1）開会
 - （2）林務長あいさつ
 - （3）職員紹介
 - （4）森林審議会会長あいさつ
 - （5）森林審議会会長代行の選出
 - （6）議事
 - （7）閉会
- 6 会議に付した案件
 - 新たな森林・林業振興ビジョンの策定について【公開】
 - 山梨県緑化計画の中間見直しについて【公開】

7 議事の概要：

司会（山口森林整備課課長補佐）：

定刻となりました。委員の皆様には、お忙しい中、森林審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、司会進行を務めます森林整備課の山口です。よろしくお願いします。

それでは、ただ今から、令和元年度第1回山梨県森林審議会を開催します。

この度、公益社団法人山梨県恩賜林保護組合連合会理事長の相馬保政様に代わり、新たに理事長となった佐藤繁則様が森林審議会委員に就任されていますので御紹介いたします。

佐藤委員：

佐藤です。よろしくお願いします。

司会：

次に、本日の森林審議会の成立につきましては、森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。

当委員会の委員数は15名で、本日は、10名の出席予定となっております。過半数に達しておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、森林審議会の審議は、公開となっており、後日、県庁ホームページより議事録の閲覧が可能となります。

また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席を用意してございます。

次に、本日の資料の確認をお願いします。本日の次第、委員名簿、座席表、【資料1】新たな森林・林業振興ビジョンの策定について。こちらの資料は、別紙1、別紙2を含め4ページの構成となっております。【資料2】山梨県緑化計画の中間見直しについて。

以上となりますが、御確認いただき、資料が不足している場合は、事務局にお申し出ください。

それでは、次第に従いまして、島田林務長より挨拶を申し上げます。

島田林務長：

（あいさつ）

司会：

次に、本日は令和元年度第1回目の森林審議会となるため、県職員を紹介いたします。

島田 林務長です。

山本 次長です。

金子 技監です。

増田 技監です。増田技監は森林整備課長を兼務しております。

森林環境総務課 前島課長です。

みどり自然課 関課長です。

林業振興課 鷹野課長です。

県有林課 斉藤課長です。

治山林道課 山田課長です。

中北林務環境事務所 橘田所長です。

峡東林務環境事務所 秋山所長です。

峡南林務環境事務所 中込所長です。

富士・東部林務環境事務所 渡辺所長です。

森林総合研究所 田邊所長です。

以上です。

次に、森林審議会会長よりあいさつをいただきます。社会長よろしく申し上げます。

社会長審議会会長：

(あいさつ)

司会：

ありがとうございました。

次に、議長につきましては、森林審議会運営規則第3条により、会長が当たることとなっておりますので、社会長よろしく申し上げます。

議長（社会長審議会会長）：

それでは、規則に従い、しばらくの間議長を務めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

まず、森林審議会会長代行の選出についてであります。先ほど冒頭でお話がありました相馬委員ですが、会長代行をされていたので、退任されたことに伴い、新たに会長代行を選出する必要があります。会長代行につきましては、森林法第71条により、委員の互選によることとされています。会長代行について、委員の皆様より御意見を申し上げます。

委員：

会長代行につきましては、渡邊雄司委員をお願いしてはいかがでしょうか。

議長：

只今、●●委員から渡邊雄司委員の推薦があったところであります。皆さんにお伺いした

と思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

委員一同：

異議なし。

議長：

それでは、相馬会長代行の退任に伴う後任の会長代行として県森林組合連合会の会長であります渡邊雄司委員に会長代行をお務めいただければと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは、次に、議事に移ります前に、山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することとなっております。本日の議事録署名委員については私が指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、草野香寿恵委員と若林一明委員の両名をお願いします。

それでは、議事に移ります。はじめに、「新たな森林・林業振興ビジョンの策定について」を、議題とします。事務局より説明をお願いします。

前島森林環境総務課長：

(資料1「新たな森林・林業振興ビジョンの策定について」説明)

議長：

ただ今、新たな森林・林業振興ビジョンの策定についての事務局説明が終わったところがあります。それでは、内容について質疑を行いたいと思います。

はい、●●委員。

委員：

ただ今、新たな森林・林業振興ビジョンの策定について説明があったところであります。辻会長のあいさつのとおり、2月に新しく長崎知事が誕生したところであります。今度は、県の総合計画に基づいて、新たな森林・林業振興ビジョン「森林整備・林業成長産業化推進プラン(仮称)」を策定する。振り返ってみますと、平成27年12月に「やまなし森林・林業振興ビジョン」、要するに、材、エネルギー、場の3つのキーワードを設けまして林業の成長産業化を目標に作られておりますけれども、これにつきましても3年余りで切り替わる。その前は、平成24年3月に「やまなし森林・林業再生ビジョン」というかたちで、森づくり、産業づくり、山村・人づくりを進めてきて、今回はまた新しいビジョンを作成することになりますが、10年間の計画を作って、みんな途中で終わってしまおうという、検証はしていますけれども半ばまではいかなくて、またここで新たにビジョンを作成していく、そういう繰り返しをしていくことが果たしていいだろうか。国の政策、林野庁の方向

性といったものを前提にしながら県のプランを作っていく。これはわかりますが、結果として中途半端のまま来ている。ビジョンを示すことは必要だとは考えていますけども、新たにビジョンを作っていくやり方と、今までのものを検証しながら再生成していくやり方と、その2通りあると思います。新しい森林管理システムがスタートして、林業の成長産業化が進められています。すばらしい計画が市町村を中心に展開をされる、これが大きく変わった要因だと思いますけれども、作る以上は、山梨県が日本に誇る林業県として、今度の計画の中に、山梨県独自の新たなビジョン、新たな計画を、林業の先進県になるような構想というものを作っていただければ大変ありがたいと思い、率直な意見を申し上げました。

議長：

これに対して事務局をお願いします。

前島森林環境総務課長：

御意見ありがとうございました。今回、森林・林業振興ビジョンの名称を変えてリニューアルするのは、今年から、森林環境譲与税が始まったことと、新たに「森林経営管理法」ができたことがございます。総合計画も変わるということでリニューアルをするわけですが、今、委員がおっしゃったとおり、出来るだけ山梨県が林業県だというものを出していけるよう、今後具体的な取り組み等を御提示させていただき予定でございますので、御意見をいただきながら作って参りたいと考えております。

議長：

他にいかがでしょう。

委員：

昨年の台風で県内に倒木の被害があったことを覚えている方も多いと思います。荒廃森林等の整備は年度目標に対して100%近い整備が行われていますが、まだ追いつけこの状態となっています。50年以上の人工林の割合が6割を超えていますが、ほとんどの森に整備が入らず、細くてマッチ棒のように成長してしまった林が非常に多く、県産材として活きていないことが課題の中に取り込まれていないことを疑問に感じております。

今年度から、国から森林環境譲与税が各市町村に配分されますが、県では市町村が、どの程度活用されるべく動いているのか把握している部分がありましたら教えてください。もう一点、人材育成について。昨年の審議会でも話が出ていますが、毎年、新たな林業の就業者数が目標に対して94%、50名以上ということも昨年も聞いておりますが、実質的には県内全体の林業就業者数は横ばい状態が続いているという現状と、平均年齢が非常に高く、この先どうなってしまうのか非常に心配される問題です。もっと具体的に若い人を取り込みながらの人材育成というのをどのようにお考えか、また、その辺りがビジョンの中に具体的

に盛り込まれていくのかどうかをお聞きします。

議長：

事務局の説明をお願いします。

前島森林環境総務課長：

まず、今年から始まりました森林環境譲与税について御説明させていただきます。本年度は市町村に1億6,600万円ほど、県の方は4,100万円ほどが譲与されることになっております。譲与税を使った市町村の支援として、荒廃森林を整備していくために必要な市町村ごとの森林の状況について情報を提供していくことと、山梨県森林協会に県職員を1名派遣して、市町村支援を行っております。

その他、人材育成につきましては、確かに横ばいということと、高齢化、そして若い人たちを育てていくことにつきましては、本年度の6月補正予算の中で、人材育成や人材確保の取り組みについて、対応して参ります。

次に、市町村の取り組みについての御説明をさせていただきます。市町村においては森林環境譲与税を基金に積み立てて管理をしながら事業を行っておりますが、森林整備に関しましては、まず、所有者の意向調査について、一般財源を活用するものを含めて、27市町村のうち23の市町村で行うこととしております。その他、重複もありますが、担い手の対策については4の市町村、木材の利用や普及・啓発につきましても5の市町村で取り組んでおります。今の取り組みは荒廃森林の整備にすぐ結びつくものではありませんが、市町村内森林の状況を把握しながら何年か後には荒廃森林の整備につなげて参りたい、また、県においても市町村を支援して参りたいという考え方です。

増田技監：

荒廃森林の整備に関しまして御質問をいただきました。荒廃森林の整備につきましては、資料にもございますように県の森林環境税を活用するなどしまして、混み入った人工林を間伐しながら、下草の生えた健全な森林の育成というものに取り組んで参りました。基本的にこういった県の森林環境税で使った取り組みは、所有者の方の自助努力ではなかなか手入れができないような、立地条件が悪い、林業的に言うとなかなか採算が合わない箇所を対象に、県民からいただいた森林環境税を使わせていただきながら進めてきたということでございますが、まだまだ荒廃した人工林が多く、その解消を図っていくことが課題と認識しており、引き続き取り組んで参りたいと考えております。

鷹野林業振興課長：

担い手の人材確保育成ということで先ほど森林環境総務課長から説明があったわけですが、少し追加をさせていただきます。県でも、林業の成長産業化の推進に向けては、人材の

確保・育成ということが非常に重要な課題であると考えています。6月議会におきまして、従来からのガイダンスなどの説明会に加え、実際に林業の現場を見ていただいて、山梨の魅力を感じてもらおう体験ツアーにかかる予算や、実際に事業体にインターンシップとして入って、どういう仕事なのかを理解していただいて山梨の林業に就いていただくという予算を計上し、今年度から開始していきます。また、事業体において若手の職員を教えることができるように、現場技術者の養成研修なども同じく6月補正予算により今年度中に実施をして参るところです。もう1つ、林業の担い手育成のあり方検討委員会の開催費用も計上いたしまして、これは、今後成長産業化に向けて事業体の生産性の向上、収益の向上を上げていくためには、高度な知識と技術を有する人材を育成していく必要があることから、それを、どのようにしていくのかということや学識経験者や林業関係団体、教育機関などのそれぞれの分野から委員にお集まりをいただいて検討会を今年行っていきます。その結果を、きちんと新しいビジョンの中に反映させて、人材の育成・確保に積極的に取り組みたいと考えています。以上でございます。

議長：

●●委員、いいでしょうか。

委員：

はい、ありがとうございます。インターンシップや検討会といった新しい取り組みもあり、すばらしいと思いますので、ぜひそれが机上の空論にならないように実質的に働きかけをして、18歳以上の青年が県内に定着して仕事についていただけるような魅力ある計画を立てていただきたいと思っております。

あと1点、森林の荒廃についてですが、山梨県独自の森林環境税がよく使われていて県民が努力されていることは分かっております。

ただ、森林所有者の方や、山林に接する機会が多い方などから、手を入れたいけれど20年の（皆伐禁止の）縛りが非常にきついという声をよく聞きます。特に、森林所有者は高齢の方が多く、20年の縛りがあるとそのツケを自分の息子や孫たちの方に負わせることになるので手を付けられないでいるという意見を聞いております。そのことについて県としての方向性など考えていることがあれば伺います。

議長：

その点についてはどうですか。

増田技監：

県森林環境税を活用して実施している森林整備箇所につきましては、今、委員から話がありましたように、協定を結んで、その中で森林所有者の方には事業実施後一定期間は森林の

育成に努めてください、さらに皆伐や森林以外に転用することはしないで下さい、という約束していただいております。やはり独自課税として県民の方からいただいている税金を活用して実施しているということで、税を使った森林整備の効果が一定期間担保できるように、こういった期間を定めているところがございますので、県民の方から御理解を得るという上で必要なことと御理解をいただければありがたいと考えております。

委員：

はい、ありがとうございます。

議長：

はい、他の方。はい、●●委員。

委員：

(資料の中の) 取り組みの方向性の部分に「森林の公益的機能の強化」というのがあって、その中で「荒廃した民有林の整備」、となっています。ここでいう民有林とは何を指しているのか教えてください。

増田技監：

森林の所有者が国や県ではなくて、それ以外の一般の方が所有されている個人の私有林を中心に考えております。

委員：

「国」に対する「民」ではなくて、山梨県の中の「県」に対する「民」ですね。

増田技監：

はい。

委員：

山梨県の森林・林業振興ビジョンであれば、県有林だろうが民有林だろうが、公益的機能の強化を図っていくべきであって、民有林の整備でなく素直に荒廃した森林の整備とすれば、よいのではないのでしょうか。

増田技監：

委員のおっしゃるとおりで、もちろん県有林の整備も当然進めていかなければならないと考えておりますが、御意見を踏まえて検討させていただきます。ありがとうございます。

議長：

はい、検討してください。

委員：

先ほどから県の森林環境税と新しい森林環境譲与税とが出ていますが、この森林環境譲与税が前倒しで配分されるに当たり、現在県の森林環境税を五百円払っていますが、今度、国の森林環境譲与税が来ると千円税金を払うことになります。これは一緒に並行して払うのでしょうか？

議長：

事務局から説明をお願いします。

前島森林環境総務課長：

県の森林環境税は五百円で、国の森林環境税が千円。現在は国が千円を東日本の震災の復興財源として徴収していますが、それが終わったら最終的に令和 6 年から県の森林環境税の五百円と国の森林環境税の千円とが徴収されることになります。

委員：

県の方も一緒に払うということですか。県の方もそのまま続けて、私たちが税金から引かれるのですね、五百円。

議長：

県の森林環境税、五百円の徴収期限はいつまでですか。

前島森林環境総務課長：

県の森林環境税の期限は今の計画では令和 3 年までとなっておりますが、それで決まったというわけではなく、今後荒廃森林をどうするかという検討の中で決まっていくということです。

委員：

荒廃森林の状況によっては、そのまま取り組みを続けていくということでもいいですか？

議長：

今のところは、延長するかどうか、県としてはまだ決まっていないということです。

令和 6 年から国の森林環境税が始まりますので、今は森林環境譲与税だけ国からいただいているわけで、県の森林環境税だけが徴収されています。

委員：

分かりました。

議長：

他にいかがでしょう。はい、林務長。

島田林務長：

少し補足させていただきますが、先ほど●●委員から、「荒廃した民有林の整備」は、民有林に限ることはないじゃないかというところですが、山梨県には県有林が46%ありますが、県有林はもちろん県が自ら整備して、F S C森林管理認証を取ってしっかり管理しております。

県の林政の大きな課題は、民有林の手入れ、これが非常に大きな課題となっておりますので、県の森林環境税を使ったりしながら、民有林の整備を進めています。そんなこともあり、「荒廃した民有林の整備」としたのはそういう趣旨で、県有林はすでに荒廃というところではないと、民有林の遅れている部分をここで挙げたというところでもあります。

それから、もう1つ、県の森林環境税を使って荒廃森林を整備しております、1万9千ヘクタールという大きな目標がありますけれども、まだ28%までしか整備していませんので、県の森林環境税は1万9千ヘクタールの整備に必要なものであります。ただ、今、税自体は5年ごとに取り扱いを見直すことになっていきますので、今の時点では5年、ただそれはそこで終わりとするか、またその時になって、整備進捗具合を見ながら検討するということになりまして、令和3年で終わるということではなく、今の制度の仕組みがここまで、ということになりますので、御理解をお願いします。

議長：

いいですね。

委員：

たぶん、そんな発言があるだろうと思いました。私が言いたいのは、山梨県のビジョンである以上、民有林に限定する必要はなく、遅れているものは県有林でなく民有林という実態はあるとは思いますが、「森林」とすればよいではないですか。県有林でも取り組んでいるのでしょうか。森林の公益的機能を強化するつもりでしょうか。「森林」ではだめですか。あえて「民有林」とする必要はないと考えます。増田技監から語句については検討させていただきたいとの話がありましたが、「森林」で十分だし、その方が素直に読める。ビジョンはなにも民有林だけ対象にしているわけではないので、そう考えます。

議長：

検討課題として、先に進めさせてもらいます。●●委員。

委員：

林業の生産性向上ということで希望と意見を述べさせていただきます。私の友人が身延町にできたキーテックの工場に材を入れました。ただ、その木は林道沿いで、ユニックで引っ張り出せるような、そういうところだけだったそうです。索道で出すようなことがあるなら、利益が出ないという状況です。

昔、代行林道というのがありました。あれほどお金をかけることを望んでいるわけではありませんが、森林環境譲与税の10%でも使って、90%を県が補助するという形の中で作業道や森林管理道を、もっと質の悪いものでもいいのですが、もっと林内路網密度について、山梨県の1ヘクタール当たり13mを、全国平均の1ヘクタール当たり22mに近づけるような林道網の整備をぜひお願いしたい。それによって生産性の向上が期待できると思います。

それと同時に、代行といいましたが、役場の職員に林業や林道、治山の業務ができる職員はいません。みんな委託ばかりです。もし、今、県の公共事業の減に対して県の職員がそれほど減っていないということなら、代行的なものを考えた方がいいと思います。ビジョンとして、そんな細かいことは盛り込めないとは思いますが、希望としてそうした意見を出したいと思います。

議長：

事務局お願いします。

山田治山林道課長：

路網については、確かに遅れているという状況がございます。そういう中で人工林資源は非常に充実してきておりますが、委員のおっしゃるようになかなか搬出できないところもある状況がございます。県としましては、人工林の資源が充実している区域を生産基盤強化区域に指定をしまして、区域内の路網整備を優先的に進めているところです。今度のプランの中にも、それらのことを計画的な部分として入れ込めればと考えています。また、このプランの下にある林内路網の整備計画についても、今年度見直すこととしておりますので、具体的な数値目標を定める中で計画していきたいと考えています。代行林道につきましては、できる、できない、の部分もございますので、検討課題にさせていただければと思います。

議長：

はい、他にございますか。

委員：

●●委員のおっしゃる通り、「山梨県の森林」という一本のドカッとした柱ですね。知事が変わろうが変わるまいが、そういうものがあってしかるべきと思いました。ピシッとした柱の元で森林に対しての問題、そのいろいろな部分を議論したいと思いました。

議長：

御意見としてお伺いしておきます。●●委員どうぞ。

委員：

資料の別紙 1 の項目 8 の自然を目的として本県を訪れる観光客数について、進捗状況が 100%を達成しているとなっておりますけれども、これは何を指しているのかわからないので、一連の取り組みの内容や、今の取り組み方など、聞かせください。

議長：

事務局、別紙 1 の項目 8 について説明して下さい。

齊藤県有林課長：

自然を目的として本県を訪れる観光客数というのは、まず、県の観光客数の総数というのが、平成 29 年度の場合 3,216 万 2 千人という数字が出ております。この中でアンケートを取り、目的に「自然を楽しむ」と回答した率がありまして、その率をかけたまま 741 万 3 千人という数字を出しているところでございます。先ほど委員もおっしゃったように、県有林では森林文化の森や森林公園を作っておりまして、特に森林文化の森の中で遊歩道整備などを行っておりまして、観光客の方に県有林内を利用していただけるような施策をとっているところでございます。さらに市町村から要望をいただき、「おもてなし森林景観創出事業」を実施しておりまして、見晴らしの悪い所を眺望伐採し、県内外からのお客様に山梨県の山岳風景をよく見ていただけるような施策をとっているところでございます。

議長：

はい、よろしいですか。

委員：

森林環境譲与税につきましては、林業整備、それから人材育成、木材使用の促進と、非常に広い目的で使用されるわけでございます。今日この資料をいただきまして、本県に 2 億 700 万の交付があるということ、また市町村の配分が 1 億 6600 万、県の配分が 4100 万という数字も教えていただいたわけでございますけれども、この制度創設当初は都道府県で 2 割、それから段階的に 1 割になるということでございますけど、これは段階的というのは、

どんな具合でいくのか、その点を教えていただきたいことと、27 市町村への交付は終わっているのでしょうか。それと 27 市町村の中でこの事業について、事業を始めている市町村はありますか。また、市町村から、事業計画等を県の方へ報告することになっていますか。残り 7、8 か月で今年度も終わりますけれども、その進捗状況について伺いたいと思います。

議長：

事務局から説明をお願いします。

前島森林環境総務課長：

まず、森林環境譲与税につきましては、今年度から譲与が始まりますが、県の方へは令和 6 年までが 2 割、令和 7 年から 10 年までが 15%、令和 11 年から 14 年が 12%、令和 15 年になって初めて県の方は 10%になります。その他、譲与税は、通常の予定ですと 9 月と 3 月の 2 回で入ることになります。

次に、今年度、最終的に市町村に 1 億 6600 万円くらいの譲与額が入りますが、その中で実際に事業を行う予定でございます。一番始めに所有者様の意向調査というものに入るところが多いと、これが 23 市町村ございます。その他、担い手対策とか普及啓発を若干の市町村がやっているという状況でございますので、県といたしましても、できるだけ市町村が荒廃森林を整備できるようにサポートをしていくという立場でございますので、今後も譲与税を活用いたしまして支援をして参りたいと考えています。

委員：

はい、ありがとうございます。

議長：

よろしいでしょうか。質問、意見をいただきました。これからビジョンづくりを進めていくわけでありましても、事務局の方で大いに参考にさせていただきながら策定に向かっていただきたいと思います。それでは先に進みます。

議事の 2 番目、「山梨県緑化計画の中間見直しについて」を議題といたします。まず、事務局の説明をお願いします。

関みどり自然課長：

(資料 2「山梨県緑化計画の中間見直し(素案)の概要について」説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。それでは、質疑を行いたいと思います。

委員：

資料2にあります、③の「緑をつくる」のところにある文言について御質問させていただきたいのですが、1番の「富士山の景観保全と創造」とあるのですが、「創造」とは具体的にはどのようなものを想定しているのか伺います。

関みどり自然課長：

景観保全については今あるものを守っていくということですが、創造ということについては、言葉が行き過ぎているかもしれませんが、緑化計画の中での取り組みになりますので、緑化事業を通じまして、緑の景観を作って、成長させて参りたいと考えております。

委員：

では、現在何か問題があってそれを改善するための創造ということでしょうか。その場合、現在問題になっていることがあれば教えてください。

関みどり自然課長：

問題があってというより、よりよいものを作っていきたいという認識でございます。特にここが悪いということではなく、現状で、例えば緑化ということ以外にも屋外広告規制ですとか、全体的な景観形成を行っておりますので、現状をよりよいものにしていくという意味合いで考えております。

委員：

わかりました、ありがとうございます。

議長：

なにか●●委員の考えるものがあればいかがでしょう。

委員：

ここで申し上げることは控えさせていただきます。

関みどり自然課長：

こういう取り組みを進めたうえで、こういう問題があるというようなことがあれば、個別に対応させていただきたいと思っておりますので、情報収集だけではなく、県民の皆様の協力をいただきたいと思っております。

議長：

ほかにありますか。●●委員。

委員：

指標の追加のところで、緑をつくる、緑をまなぶ、生物多様性の言葉の認知度、生物多様性の重要性への県民理解の促進とありますが、計画にある、指数を75%以上にするという目標については、どんな実行計画を立てているのか、お聞かせください。

関みどり自然課長：

たとえば、先般山梨県レッドデータブックを2018年度に改定して、その概要版パンフレットを作成して県内各学校にお配りをしております。そのほか、今年度、森林環境教育マニュアルの改訂を計画しております。学校教育との連携を図りながら、そういった中にこういう項目を入れることで認知度の向上を図りたいと考えております。

委員：

それはいいことですが、紙媒体ではあまり理解されない。実践することが大切だと思います。そういう計画を立てていただくことが、例えば「緑をまなぶ」というところに、自然体験活動や自然を活用した子育て、幼児教育の推進とありますが、県にはエコティーチャーという制度がありまして、自然体験を通して子供達が生物多様性を学ぶスタイルになっています。生物多様性にはいろいろありますけれど、特に、種の多様性について子供達のアンケートをみると、いつも通学していた道の林の中にこんないろいろな生き物がいたり、鳥がいたり、いろいろなものを感じるわけです。そして、それは親子でするので、大人も子供も、その認知度という意味では大変いいもので、どこかの課と一緒に連携して、生物多様性という言葉の認知だけではなくて、言葉よりも体験することで学ぶことが多いと思うので、そういう実行計画を立てていただくと、この緑化計画がうまく行くのではないのでしょうか。

関みどり自然課長：

御提言いただいたことは、実行計画の中で反映できるように努めて参りたいと思います。県といたしましても、例えば八ヶ岳清里には八ヶ岳自然ふれあいセンターを持っていたり、あとは公園施設の中に、例えば武田の杜にあるサービスセンターなどの県の関係施設、ユネスコエコスクールに組み込まれている山梨英和高校・中学校ですとか、そういった機関と連携しながら、また、今年度、甲武信がユネスコエコパークに登録されましたので、そういったエリアで行う環境教育の取り組みなどと連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

議長：

他にございますか。●●委員。

委員：

緑化という言葉は、昔は市街地を緑化するとか、緑のないところに緑をというような意味合いで使っていましたが、この緑化計画の緑化は緑のあるところの話のようです。私は山梨に長く住んでいますが、街に住んでいて森林県だと思ったたことがない。どうしてかというと、町の中にあまりに緑がなくて、山梨の盆地を衛星画像で見ると、緑になっているのはごく限られた地域、市街地は衛星画像を見れば灰色ですよ。山梨県は確かに山に森林に囲まれて、山梨県に来られる方は山の多いところだといいますけど、住んでいる者にとって身近な生活の中で森林県だと感じることはあまりない。山梨県緑化計画では、緑化をどのようにとらえているのでしょうか。

関みどり自然課長：

私も緑化を辞書で引いてみたのですが、一般的な辞書ですから、木や草を植えることというのが緑化の日本語的な意味らしいですね。紐解いてみますと、戦前戦後くらいにかけては山が荒廃し、山に木を植えるというのが緑化の中心だったと思います。現在ではおっしゃるとおり、我々の現在の感覚としては、山には木があり、市街地には緑が少ない、その中でたまたまこちらには載っておりませんが、各学校で取り組んでいる花いっぱい運動ですとか、ボランティアさんの花壇の整理ですとか、そういったことも含めて緑化と捉えております。紙面には出てこなくてイメージがつきにくいかもしれませんが、市街地の緑化、身近な生活空間での草木の増加にも取り組んで参りたいと考えております。

議長：

よろしいですか。

委員：

質問というよりも、ちょっと御意見させていただきます。やはり行政というのは縦割りで、環境部門は環境部門、森林部門は森林部門、教育部門は教育部門というような形で、それぞれが孤立しているように思えてなりません。とくに「緑をまもる」とか「緑をまなぶ」というところでは、社会全体での取り組みや、体験活動というものがありますし、SDGsの考え方を取り入れるということもありますので、「緑をまなぶ」というところでは、ぜひ教育関係、県の教育委員会等で、保育所などとの連携とか、「緑をまもる」ということについては、県民生活部門との連携ということも視野に入れて考えているかどうかをお聞きしながら、ぜひ、他部署との連携が盛り込まれると、さらにわかりやすく県民の人たちにずっと入っていくような計画になるのではないかと思います。

関みどり自然課長：

御意見ありがとうございます。例えば、環境教育という場面では、私たち森林環境部とすれば学ぶ場を提供するということではプロフェッショナルですけれど、どのように学んでいただくかということについては、学教教育の現場ですとか保育の現場ですとか、そういった方々の御理解と御協力が何より欠かせないものと考えております。そんな状況でございますので、先ほどの例に挙げさせていただいた、改訂を予定している森林環境教育マニュアルの打ち合わせにつきましては、教育委員会や保育関係者の方にも検討会に関わっていただく中で作ろうということで、現在進めております。

確かに御提言の横の連携は非常に重要なものだと考えておりますので、森林教育環境マニュアル以外の分野におきましても、横の意見を聞き、調整をさせていただきながら進めて参りたいと考えております。

議長：

いろいろ御提言いただきました。

中間見直しの策定に入っているわけでありますので、いままでの御意見を参考にさせていただきながら作成を進めていただきたいと思います。

その他何かありますか。

委員：

本日の林業振興ビジョンの取り組みの方向性について、二つの柱が提示されておりました。1の「公益的機能の強化」においては、地球温暖化の防止が重要ですが、一方で「林業の成長産業化の推進」では、目標として県産材を伐って使って植えるとあります。現状では、資料に数値が挙がっておりますが、木材生産量の8割がチップ用で、全国が2割のところ、県産の木材の生産量の8割がチップとして利用されていて、製材用途が1割という現状をみて愕然としました。森林バイオマスですから、燃やして炭素収支がゼロなのは分かっていますが、温暖化を防止するという点で考えた場合は、チップで燃料としてCO₂を出してしまうよりは、材として数十年CO₂を貯留できるような仕組みを作っていくことが非常に大事だと思っています。今日、●●委員がおっしゃいましたけれども、山梨県の市街地部分をみると灰色で、今後、山梨県の建築物・建造物を県産の木材で置き換えていくということが非常に大事なのではないかと思っていますので、それを大きな柱の一つとして推進して全国のモデルとなるような、そんな新しい大きな取り組みを、ぜひやっていただければと思います。

議長：

御要望としてよろしいですか。たくさんいい意見が出ました。

以上を持ちまして議事を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。

島田林務長挨拶：

(あいさつ)

司会：

それでは、これもちまして、森林審議会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以上